

高圧ガス容器貸与規約

本高圧ガス容器貸与規約（以下「貸与規約」とします）は、供給事業者である株式会社 MonotaRO（以下「当社」とします）が運営する日本国内における高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガス容器の貸与に関するサービス（以下「容器貸与サービス」とします）について、規約を定めるものです。

第 1 条

当社が運営する日本国内における通信販売に関するサービスについて、また、当社との取引に関して定めたご利用規約（以下「ご利用規約」とします）と、貸与規約は、一体となって容器貸与サービスに適用されるものとします。また、貸与規約において使用する用語は特段の定めがない限り、ご利用規約に定める通りとします。

第 2 条

1. ユーザーは、貸与規約に同意の上、高圧ガスの消費に必要な高圧ガス容器（以下「容器」とします）を当社から、高圧ガス納品の都度必要本数を借り受けるものとします。
2. ユーザーは借り受けた容器について、その高圧ガス消費終了後は直ちに、別途当社と合意した貸与期間がある場合は当該期間の満了までに、当社に連絡の上、当社指定方法にて返却するものとします。
3. ユーザーは容器を第三者に転貸することはできません。
4. 容器の検査、容器に瑕疵ないし欠陥があった場合の当社の責任については、ご利用規約の定めを準用します。

第 3 条

ユーザーは、当社から借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って使用及び管理する。また受渡しから当社への返却までの貸与期間中、使用上又は管理上その他の一切の責任はユーザーが負うものとします。

第 4 条

ユーザーは、当社から借り受けた容器について、故意、過失の有無にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じたときは、直ちに当社に連絡して、当該容器の再購入価額の金額を支払うものとします。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損したときもその相当金額を支払うものとします。

第 5 条

ユーザーは、当社から初めて容器を借り受けたとき、ならびに、直近の容器借り受けから 1 年を経過した後に当社から容器を借り受けたときは、当社が配布する高圧ガスの取扱いに関する注意事項を記載した文書（以下「周知文章」とします）を受領しその内容を理解すると共に、周知文章に関する授受確認書に署名捺印の上、ただちに当社に返却するものとします。

第 6 条

ユーザーは、当社から初めて容器を借り受けたときは、当社が配布する引渡先保安台帳作成用原票に必要事項を記載して当社に返却するものとします。また記載事項に変更が生じた場合は、ただちに当社にその内容を連絡するものとします。

第 7 条

ユーザーは、当社から容器を借り受けてから 180 日を経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のため、これを当社指定方法にて返却するものとします。容器及び高圧ガスが返却されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

第 8 条

ユーザーが容器を占有している期間中、残量に関わらず、当社の保安上の判断により撤収することがあります。当社は適宜口頭又は書面により、ユーザーにその理由を説明いたしますが、容器及び高圧ガスが撤収されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

第 9 条

ユーザーが、次の各号の一に該当したときは、残量に関わらず、当社は直ちに容器を撤収することができるものとします。容器及び高圧ガスが撤収されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

- (1) 理由の如何を問わず、ユーザーがユーザー登録を喪失したとき、または本サービス若しくは容器貸与サービスの利

用を停止されたとき

- (2) ユーザーが本サービス、高圧ガス販売サービス、容器貸与サービスその他当社との取引により生じた債務の支払いを遅滞または怠ったとき
- (3) ユーザーが自ら振出し、もしくは引受けた手形・小切手につき、不渡り処分を受けたとき、または支払を停止したとき
- (4) ユーザーについて、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生法、会社整理、特別清算、会社更生の申し立てがなされたとき
- (5) ユーザーの財産状態が悪化、またはその恐れがあると認められる客観的事情が発生したとき
- (6) ユーザー自身または関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- (7) ユーザーが日本を含む各国の法令（不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法等）に違背する汚職行為を行ったと認められるとき
- (8) ユーザーが日本を含む各国政府の取引制限対象者リストに挙げられている場合、またはリストに挙げられている者と取引関係を有しているとき
- (9) ユーザーが貸与規約の一つに違反したとき
- (10) その他、ユーザーとして不適切と当社が判断したとき

第 10 条

1. ユーザーが借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、当社の責めによることが明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者であるユーザーが負うものとします。
2. ユーザーの故意または過失により、容器貸与サービスに関して当社に損害を与えた場合、ユーザーは当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 11 条

容器の再検査費用及び公租公課についてはユーザーの責に帰すべき事由により発生したものを除き、当社の負担とします。

第 12 条

貸与規約に定めのない事項についてはご利用規約に定める通りとします。

第 13 条

当社は、ユーザーの承諾を得ることなく必要に応じて貸与規約を変更することができるものとします。貸与規約の変更はご利用規約に定める方法で変更の通知を行った段階で効力を生じるものとします。

規約改定日 2017 年 12 月 11 日